

令和5年米原市議会第4回定例会 請願文書表【公開用】

| | | | |
|-------------|---|-------|------------|
| 請願番号 | 請願第 2 号 | 受理年月日 | 令和5年11月14日 |
| 件名 | 国に対して「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 | | |
| 請願者住所 氏名 | 日本国民救援会長浜支部米原班 | | |
| 紹介議員 | 礪谷晃議員 山脇正孝議員 山本克巳議員 | | |

〔請願の要旨〕

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合には死刑によって生命を奪われる。冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態があります。

湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんは、逮捕から再審無罪を勝ち取るまでに17年。日野町事件の阪原弘さんは、再審開始決定までに36年。しかし、検察が最高裁に不服申し立てをしたため振り出しに戻った。

袴田事件の袴田さんに至っては、再審開始決定を勝ち取り、再審公判が開かれるまでに58年かかった。

我が国においては、再審は「開かずの扉」といわれ、当事者・家庭には、想像を絶する困難を伴うため、諦める方もいます。

現在、再審制度は、刑事訴訟法に規定がありますが、条文数はわずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その裁判の公正さや適正さが、制度的に担保されている仕組みとなっていません。

再審請求手続きにおける証拠開示については、いまだに明文の規定が存在せず、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じています。また、ほとんどの再審事件で無罪を勝ち取った要因が、検察が隠し持っていた新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法であることを証明しています。再審請求手続きにおいても、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければなりません。また、多大な時間と労力を要して再審開始を得たとしても、それに対する検察官の不服申し立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきました。数十年に及ぶ闘いの中、元被告が亡くなる場合や、相当に高齢化になるなど、冤罪被害者の救済を長引かせ、人生を阻害

し続けることは、非人道的であり、合理性を欠くものです。

現行刑事訴訟法が施行されて 70 余年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく現在に至っています。そもそも、再審は、冤罪被害者救済のための「最終手段」であり、無実を訴える人の人権保障のためにのみに存在する制度です。

冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直す必要があります。

つきましては、貴議会において、地方自治法 99 条に基づき、罪のない人を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

< 請願事項 >

- 1 再審における検察手続証拠の全面的な開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること。
- 3 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の整備を図ること。

| | |
|--------|-------------|
| 付託先委員会 | 総務産業建設常任委員会 |
|--------|-------------|